

# 抗菌性飼料添加物のリスク管理措置

- 抗菌性飼料添加物は、飼料中の栄養成分の有効利用により、家畜の健全な発育を促すために使用。
- 家畜に安全かつ有効に使用するため、飼料中の濃度や使用する家畜の種類及び時期を設定し、限定的に使用。
- 薬剤耐性菌の拡がりがないか把握するため、モニタリングを実施。
- 人用医薬品の有効性に影響を及ぼすことのないよう、食品安全委員会にリスク評価を依頼し、令和3年6月をもって全ての評価が終了。人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価された5種類の抗菌性飼料添加物の指定を取消。

## ○抗菌性飼料添加物の名称（評価年月）

- ①バージニアマイシン（H28.5） →H30.7に指定取消済
- ②硫酸コリスチン（H29.1） →H30.7に指定取消済

- ①リン酸タイロシン（H31.2） →R1.5に指定取消済
- ②クロルテトラサイクリン（H31.3） →R1.12に指定取消済
- ③アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン（H31.3） →R1.12に指定取消済

- ①モネンシンナトリウム（H18.9）
- ②ノシヘプタイド（H24.9）
- ③センデュラマイシンナトリウム（H25.4）
- ④ラサロトナトリウム（H25.4）
- ⑤サリマイシンナトリウム（H25.6）
- ⑥ナラシン（H25.6）
- ⑦フラボフォスフォルポール（H25.11）
- ⑧アビラマイシン（H26.1）
- ⑨エンラマイシン（H26.10）
- ⑩ハロフジノンホリスチレンスルホン酸カルシウム\*（R2.2）
- ⑪ピコザマイシン（R2.5）
- ⑫亜鉛バシトラン\*（R3.4）
- ⑬スルファキノキサリン（R3.6）

リスクの推定区分	リスク管理措置の例
高度（0物質）	指定の取消し （必要に応じて、指定取消しまでの経過期間を設定）
中等度（2物質）	
低度（3物質）	
無視できる程度（13物質）	モニタリングの継続

農林水産省は、食品安全委員会の評価結果等を受けて、リスク管理措置を策定

\*:使用見込みがないとされたため、R8.3に指定取消

※ 以下の4物質は、代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないこと等から、「薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる」との回答があった。

- ①アンプロリウム（H25.9）
- ②エトパベート（H25.9）
- ③クエン酸モランテル（H25.9）
- ④ナイカルバジン（H25.9）